珠洲市告示第　　号

　珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和４年　　月　　日

珠洲市長　泉谷　満寿裕

　　　珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地域課題の解決に取り組む市民等に対して支援措置を講ずることにより、持続可能な珠洲市の構築を目指すものであり、補助金の交付に関しては、珠洲市補助金交付規則（昭和４９年珠洲市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1)　本市に活動の拠点を有する団体又は本市に事務所等を有する法人等である

こと

　(2)　政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

　(3)　活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としない団体であること

　(4)　公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

　(1)　ＳＤＧｓを推進するため、地域の課題解決に取り組む事業と認められる事業

　(2)　ＳＤＧｓを推進し、市内の里山里海環境を保全・活用するために取り組む事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象外とする。

　(1)　この要綱に基づく補助金以外の補助金等を受けている事業

　(2)　団体の経常的な運営経費への充当であると認められる事業

　(3)　従前からの事業の財源振替が目的であると認められる事業

(4)　その他この要綱の趣旨に反する事業

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、次項及び第３項に定める経費のうち、別表に定める費目とする。

２　前条第１項第１号に定める事業については、次の各号に定める経費とする。ただし、施設整備費その他市長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。

(1)　地域課題を解決するために実施する学習会等に必要な経費

　(2)　地域課題の解決を図るため、専門家や有識者等を交えて行う調査・検討に要する経費

　(3)　その他市長が認める取組に必要な経費

３　前条第１項第２号に定める事業については、次の各号に定める経費とする。ただし、施設整備費その他市長が補助金の対象とすることが不適当と認める経費を除く。

(1)　世界農業遺産に認定された能登の里山里海の資源を利活用し、地域振興につながる新たな生業の創出及びブランドづくりに必要な経費

　(2)　一次産品（農林水産物等）の高付加価値化及び新商品開発に必要な経費

　(3)　市内における里山里海環境の保全又は情報発信等に関する取組に必要な経費

　(4)　その他市長が認める取組に必要な経費

　（補助額等）

第５条　補助金の額は、営利を目的としない活動にあっては補助対象経費の１０分の１０以内の額とし、営利を目的とする活動にあっては補助対象経費の２分の１以内の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

２　補助金の額は、一つの事業につき３０万円を限度とする。

３　この要綱による補助金の交付は、一つの補助対象事業につき単年度１回限りとする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、珠洲市ＳＤＧｓ推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）を事業着手前に、市長に提出するものとする。

　（補助金の交付の決定）

第７条　交付の決定は、市長の定める審査委員会の審査を経なければならない。

２　前項に規定する市長の定める審査委員会に係る組織及び運営に係る事項については、別に定める。

３　市長は、第１項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと決定したときは、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（申請の取下げ）

第８条　申請者は、第６条の規定による申請を取り下げる場合は、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付申請取下申出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

　（事業の変更等承認申請）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分の変更、中止又は廃止をしようとするときは、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

２　前項ただし書の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更で、次の各号に掲げるものをいう。ただし、委託料及び工事請負費の内容、備品購入費の品目の変更にあっては、この限りではない。

　(1)　補助対象経費の２割以内の減額

　(2)　交付の決定を受けた申請内容に記載された補助対象経費の中の費目の相互間における流用であって、その額がいずれか少ない費目の額の２割以内の変更

　(3)　補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の数量の変更、規格の変更、その他市長が軽微な変更と認める補助事業の細部の変更

（事業の変更承認及び変更交付決定の通知）

第１０条　市長は、前条の規定による変更、中止又は廃止承認申請に係る補助事業の内容が適正であると認めたときは、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書兼変更交付決定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内又は交付決定を受けた年度の３月末日のいずれか早い期日までに珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

　（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金の額の確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第１３条　補助金の概算払又は精算払を受けようとする補助事業者は、概算払にあっては珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金概算払請求書（様式第９号）を、精算払にあっては珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金精算払請求書（様式第１０号）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定による概算払について、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定通知後に、交付決定額の１０分の１０以内の額を請求することができる。

　（補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第１１号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

　（補助金の交付決定等の取消し）

第１５条　市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により取消しの決定を行った場合には、その旨を珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付決定取消通知書（様式第１２号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１６条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、すでに交付した補助金を返還させることができる。

　（取得財産の処分の期限）

第１７条　珠洲市補助金交付規則（昭和４９年珠洲市規則第１１号）第２０条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

　（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公表の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費　目 | 内　容 |
| 賃金 | 雇用者に対する賃金等 |
| 報償費 | 外部講師及び専門的技術を有する協力者に対する諸謝金等 |
| 宿泊費及び交通費 | (1)　外部講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費（原則として実費とする。）  (2)　事業実施に直接必要な交通費（自家用車を利用する場合を除く。） |
| 消耗品及び原材料費 | 事業実施に直接必要な消耗品、原材料費等 |
| 燃料費 | 事業に必要な機材、車両等の燃料費 |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ、資料等の印刷、コピー代等 |
| 通信運搬費 | 事業の実施に係る連絡等に要する郵便料等 |
| 保険料 | 参加者等に係る保険料 |
| 委託料 | 団体では実施が困難な事務（ホームページ制作、商品開発に係る成分分析、試作等）等の委託費 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料及び車両、機材等の借上料 |
| 工事請負費 | 直接施工が困難な場合の必要最低限の経費 |
| 備品購入費 | 事業実施に必要な諸機材、資材等の購入費 |
| その他経費 | 市長が適当と認めるもの |

様式第１号（第６条関係）

年　　　月　　　日

珠洲市長

（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付申請書

　このことについて下記のとおり実施したいので、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

２　事業の名称

３　事業計画の内容･･････････････････････････････････別紙１のとおり

４　経費の内訳（経費内訳書）････････････････････････別紙２のとおり

５　収支予算････････････････････････････････････････別紙３のとおり

６　添付書類

(1) 団体の活動内容等が確認できる資料（規約、名簿、活動実績等）

(2) 事業実施箇所、見積書等の事業内容が確認できる資料

(3) その他事業内容が確認できる資料

別紙１（様式第１号関係）

１．事業実施主体

|  |  |
| --- | --- |
| １．組織の名称 |  |
| ２．代表者名 |  |

２．事業実施主体の説明

|  |
| --- |
|  |

３．補助申請額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費（Ａ） | 補助率（Ｂ） | 補助申請額（Ａ×Ｂ） |
| 非営利活動 | 円 | 10/10 | 円 |
| 営利活動 | 円 | 1/2 | 円 |

※補助申請額は３０万円を限度とする。また、１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

４．補助申請事業の計画

　（１）補助申請事業の名称

|  |
| --- |
|  |

　（２）補助申請事業の趣旨・目的

|  |
| --- |
|  |

　（３）補助対象事業の内容

　　①事業実施期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

　　②事業実施箇所：

　　③事業実施内容

|  |
| --- |
|  |

　（４）補助申請事業の実施により期待できる効果

|  |
| --- |
|  |

　（５）補助申請事業の実施により達成できるゴール

（ＳＤＧｓのゴール１～１７から選択）

|  |
| --- |
|  |

　（６）補助申請事業のスケジュール

　　　①事業を実施（開始）するまでのスケジュール

|  |
| --- |
|  |

　　　②実績報告書提出予定：　　年　　月　　日

※より詳細な事業計画がある場合は、別に添付すること。

別紙２（様式第１号関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | 補助対象経費 | 積　　　　算 |
| 事  業  費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 事　務　費 | |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |

注１）補助対象経費を別紙１に掲げる事業ごとの事業費、事務費に区分して記載すること。

注２）補助対象経費欄の金額は、積算の合計額の千円未満を切り捨てた額とすること。

注３）積算欄は、積算費目名、単価、数量、金額（円単位）を記載すること。

別紙３（様式第１号関係）

収　支　予　算　書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

注）備考欄には、当該補助金以外の収入（参加費等）も記載すること。

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 金　　　　額 | 備　　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

注１）別紙２の項目ごとに記載すること。

注２）金額は、総事業費を記載し、補助対象外経費がある場合は、備考欄に「○○など○○円補助対象外」と記載すること。

様式第２号（第７条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

珠洲市長

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定をしたので通知します。

記

　１　事業名

　２　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

　３　事業内容　　　当該補助金交付申請書のとおり

　４　交付条件　　　補助事業者は珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱に従うこと。

様式第３号（第７条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 様

珠洲市長

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で申請のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第７条第４項の規定により、補助金を交付することが適当でないと決定をしたので通知します。

様式第４号（第８条関係）

　　年　　月　　日

珠洲市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付申請取下申出書

　　　年　　月　　日付け 第　　号で補助金交付決定通知のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記事業の交付申請を取り下げます。

記

事業名

様式第５号（第９条関係）

　　年　　月　　日

珠洲市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　変更

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金　中止 承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 廃止

　 　年　　月　　日付け　　　第　　号により補助金交付決定のあった標記の事業

変更

について、下記のとおり 中止　したいので、承認されたく、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金

廃止

事業費補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

１　事業名

　　変更

２　中止　の理由

　　廃止

３　交付決定額　　変更前の額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　変更後の額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　追加

　　　　　　　　　差引　　　　申請額　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　減額

４　変更の内容　　別紙のとおり

注）別紙は、様式第1号の別紙様式の修正箇所が分かるように記載すること。

様式第６号（第１０条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

珠洲市長

変更

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金　中止　承認通知書兼変更交付決定通知書

廃止

変更

年　　月　　日　第　　　号で　中止 承認申請のあった標記の事業について、

廃止

下記のとおり承認し、併せて珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１０条

の規定により変更交付決定をしたので通知します。

記

１　事業名

２　承認の内容　　変更前の額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　変更後の額　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　追加

　　　　　　　　　差引　　　　申請額　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　減額

３　交付条件

　　補助事業者は、珠洲市里山里海応援基金事業費補助金交付要綱に従うこと。

様式第７号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

珠洲市長

（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　団 体 名

　　　　　代 表 者

　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け 第　　号により補助金(変更)交付決定があった標記の事業を実施したので、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

　１　精　　算　　額　　　　　金　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

　２　事業の実績

　　　パンフレットなどの印刷物、委託事業の成果品、研修等の実施結果の概要、事業実施状況の写真・新聞、備品の写真その他交付申請字に提出した別紙１に記載の事業実施を確認できる資料（任意様式）

　３　経費の内訳（経費精算額内訳書）･･････････････別紙１のとおり

　４　収支精算書･･････････････････････････････････別紙２のとおり

　５　添付書類

(1) パンフレットなどの印刷物、委託事業の成果品、研修等の実施結果の概要、事業実施状況の写真・新聞、備品の写真その他別紙１に記載の事業実施を確認できる資料

(2) 経費の内訳の根拠となる契約書、請求書又は領収書等の写し（未払いの場合は、領収書の省略可）

(3) 軽微な変更がある場合は、その理由の分かるもの（様式任意）

別紙１（様式第７号関係）

経費精算額内訳書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | 補助対象経費 | 内　　　　訳 |
| 事  業  費 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 事　務　費 | |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |

注）内訳欄は、内訳項目名及び金額を記載し、内訳項目名については、交付申請書、請求書等の表記に合わせ、照合が可能となるようにすること。

別紙２（様式第７号関係）

収　支　精　算　書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 金　　　　額 | 備　　　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

注）備考欄には、当該補助金以外の収入（参加費等）も記載すること。

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 金　　　　額 | 備　　　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

注１）別紙１の項目ごとに記載すること。

注２）金額は、総事業費を記載し、補助対象外経費がある場合は、備考欄に「○○など○○円補助対象外」と記載すること。

様式第８号（第１２条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　珠洲市長

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金の額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

　１　事業名

　２　額の確定額　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

珠洲市長

（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金概算払請求書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１３条の規定により概算払請求します。

記

　１　事業名

　２　請求金額金　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内訳交付決定額 | | 金　　　　　　　　　　円･･･① |
| 交付済額 | | 金　　　　　　　　　　円･･･② |
| 今回請求額 | | 金　　　　　　　　　　円･･･③ |
| 残 | 額 | 金　　　　　　　　　　円･･･①－②－③ |

　３　概算払いを受けようとする理由

　４　補助金振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 口座種別（いずれかに○） |
| 支店名 |  | 普通　・　当座 |
| 口座名義《カナ》 | 漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。 | |
| 口座番号 |  | |

５　添付書類　　　概算払いの対象となる見積書、請求書又は領収書等の写し

様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

珠洲市長

（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金精算払請求書

　　　　年　　月　　日付け　第　　　号で額の確定のあった標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１３条の規定により精算払請求します。

記

　１　事業名

　２　請求金額金　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 内訳交付決定額 | 金　　　　　　　　　　円･･･① |
| 交付済額 | 金　　　　　　　　　　円･･･② |
| 精算額 | 金　　　　　　　　　　円･･･③ |
| 今回請求額 | 金　　　　　　　　　　円･･･④（＝③－②） |
| 残　額 | 金　　　　　　　　　　円･･･③－②－④ |

　３　補助金振込先番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 口座種別（いずれかに○） |
| 支店名 |  | 普通　・　当座 |
| 口座名義《カナ》 | 漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。 | |
| 口座番号 |  | |

様式第１１号（第１４条関係）

年　　月　　日

珠洲市長

（〒　　　－　　　　）

申請者　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額報告書

このことについて、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１４条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業名

２　補助金の額の確定額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　（　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号）

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

　　（要補助金返還相当額）

　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

４　添付書類

　　３の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳

様式第１２号（第１５条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

珠洲市長

珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定した標記の事業について、珠洲市ＳＤＧｓ推進基金事業費補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定の一部（全部）を取り消すので通知します。

記

１　事業名

２　補助金決定額　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　取消の内容

４　返還請求額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

５　返還期限　　　　　　　　　　年　　月　　日

６　その他　　　　　　　返還すべき補助金を期限までに納入できなかった場合は、珠洲市補助金交付規則（昭和４９年珠洲市規則第１１号）の規定により算定した延滞金を徴収します。